

「三位一体の改革」の  
基 本 的 方 向

平成15年11月18日

総務大臣 麻生太郎

## 「三位一体の改革」の基本的方向

「基本方針2003」（6月27日閣議決定）に沿って、以下のとおり確実に推進

(1) 三位一体の改革を進めるに当たっての基本的な考え

国の関与を縮小し、歳入、歳出両面での地方の自由度を高め、地方が元気になる改革の実現。

(2) 国庫補助負担金の改革

税源移譲につながる廃止・縮減を中心に4兆円の改革。

(3) 税源移譲を含む税源配分の見直し

国庫補助負担金の廃止・縮減に対応して、基幹税（住民税・地方消費税）による税源移譲を実現。

(4) 交付税改革

全ての国民に基本的な行政サービスを提供するという制度の基本（財源保障と財源調整を一体のものとして実施）を踏まえつつ、次のような改革を推進。

地方財政計画の歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制  
算定方法を見直し、地方団体の施策選択への中立性を確保し、  
地方団体の効率的な行財政運営を促進  
税源移譲の実施に伴う財政力格差拡大の調整